

## 退職の誓約に関する確認書

日本クリーンシステム株式会社

様

私は平成 26 年 9 月 30 日付にて貴社を退職するに当たり、以下の事項を遵守するとともに貴社にご迷惑をかけないことを誓約いたします。

### 第 1 条（秘密保持の確認）

私は、貴社で従事した業務において知りえた貴社（関係機関を含む）の技術上または営業上の情報（以下「秘密情報」という）に関する資料・データ等の一切について、原本はもちろん、そのコピー（複製）及び関係資料等を貴社に返還し、自ら保有しないことと致し、万が一、退職後に返還されていない秘密情報に関する資料等を発見した場合には速やかに貴社に返還致します。

### 第 2 条（退職後の秘密保持の漏洩等）

秘密情報については、貴社に帰属することを確認し、秘密情報について私に帰属する一切の権利を貴社に譲渡し、その権利が私に帰属する旨を主張しません。また、退職した後においても、私自身のため、あるいは他の事業者その他の第三者のために次に列挙される情報、その他会社の事業に係る情報で秘密とされているものについて、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

- (1) 顧客および提携会社に関する情報
  - (2) 取引先から秘密保持を義務づけられている情報
  - (3) 事業計画、各種制度、価格及び財務データ等に関する情報
  - (4) 事業の企画開発およびその過程、成果に関する情報
  - (5) 他社との事業提携に関する情報
  - (6) コンピュータプログラムに関する情報
  - (7) 知的財産権に関する情報で法的手続によって公開されていない情報
  - (8) 関連会社の事業に関する情報で特に指定した情報
  - (9) 会社の人事、知り得た個人に関する情報
  - (10) その他会社の事業に関する情報で、会社が営業秘密として指定した情報
2. 私は、担当業務の遂行過程においてプログラムを作成した場合は、その著作権は会社に帰属することを確認いたします。
3. 私は、会社在職中、会社から預かったパソコン、書類、写真、サンプル、磁気テープ、DVD、フロッピーディスク等の各種資料を全て会社へ返還致します。
4. 私は、退職日翌日以降、速やかに保険証を返却いたします。また、万一退職日の翌日以降保険証を使用するこ<sup>ト</sup>があった場合、医療費が全額自己負担となつても異議ありません。

### 第 3 条（競業避止義務の確認）

私は前条を遵守するため、貴社退職後 5 年間にわたり次の行為を行わないことを約束致します。

- ① 貴社と競業関係に立つ事業者に就職したり役員に就任すること
- ② 貴社と競業関係に立つ事業者の関連先企業に就職したり役員に就任すること
- ③ 貴社と競業関係に立つ事業を自ら開業または設立すること
- ④ 貴社と競業関係となる新規事業の主導的な業務遂行をすること
- ⑤ 貴社と競業関係となる事業者との間で契約形式及び契約当事者の形式に関わらず、雇用、請負、委任、

嘱託、業務委託その他競合企業のために活動をすること

2. 私は退職後といえども貴社と競業の関係となる事業に、自己名義・他人名義を問わず、また、直接・間接、その他態様の如何を問わず一切関与いたしません。これに反した場合、民事・刑事を問わずあらゆる法的措置に基づく処分の対象となることを十分理解いたします。また、退職後に直接・間接に万が一貴社と競合関係になった場合は速やかに撤退し貴社の事業遂行の妨げる行為を行いません。

### 第 4 条（勧誘、引抜き行為）

私は貴社（関係機関を含む）の従業員に対し、退職の勧誘、引抜き行為等をしないことを約束します。

### 第 5 条（違反したとき）

前各条項に違反して貴社の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、競業避止義務に違反した場合、従業員に対し退職の勧誘、引抜き等の行為を行った場合には法的な責任を負うものであることを確認し、退職金合計額を返金するとともに、これと同額の違約金を支払うことを約束致します。

### 第 6 条（損害賠償）

前各条項に違反した場合、それにより貴社が被つた一切の損害を賠償することを確約いたします。また、前各条項に違反して会社の秘密を漏洩した場合は、私に法的な責任が生ずることを十分に理解し、それによって会社が蒙つた損害を賠償致します。

### 第 7 条（債権債務）

私は退職するにあたり、貴社との委任または雇用関係において本確認書及び別紙の平成 26 年 9 月 30 日付締結の「退職金の支払に関する覚書」及び平成 24(2012) 年 5 月 14 日付締結の「誓約書」に定めるものの他に何らの債権債務が存在しないことを確認致します。

### 第 8 条（合意管轄）

本件に関し、万が一紛争が生じた場合は、日本クリーンシステム株式会社の住所地の裁判所を、第 1 審の管轄裁判所と致します。

平成 26 年 8 月 29 日

住所

氏名

以上